

福島県教育委員会社会教育施設におけるキャッシュレス決済を活用した指定納付受託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

本要領は、福島県教育委員会社会教育施設において、クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済（以下「キャッシュレス決済」という。）により、利用者から代金を徴収し、県に納付する事業者（以下「指定納付受託者」という。）を企画提案型公募（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（1） 業務名

福島県教育委員会社会教育施設におけるキャッシュレス決済を活用した指定納付受託業務

（2） 業務の内容

福島県教育委員会社会教育施設において利用者が支払う観覧料等の代金をキャッシュレス決済により徴収し、県に納付する業務（以下「納付業務」という。）

（3） 仕様

別添「福島県教育委員会社会教育施設におけるキャッシュレス決済を活用した指定納付受託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 参考予算規模

令和8年度 203,760円（消費税及び地方消費税を含む。）程度を想定している。
なお、本業務に係る各年度の歳入歳出予算が成立することが条件となる。

4 プロポーザルへの参加資格要件

次の（1）又は（2）に掲げる者とする。ただし、契約締結日までの間に当該資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

（1） 次に掲げる要件の全てを満たす事業者

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

② 法人格を有している者であること。

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- ④ 納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有する者であること。
 - ⑤ その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
 - ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ⑦ 経営状況が著しく不健全であると認められない者であること。
 - ⑧ 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - ⑨ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
 - ⑩ 福島県指定金融機関の県口座（株式会社東邦銀行県庁支店 別段預金）に払い込みができる者であること。
 - ⑪ 日本国内で同種・類似業務の実績を複数有する者であること。
- (2) 次に掲げる要件の全てを満たす複数で構成された事業者（以下「複合体事業者」という。）
- ① 構成している事業者の中から代表となる法人（以下「代表事業者」という。）を定めていること。
 - ② 構成している事業者のうち1者以上は、日本国内で同種・類似業務の実績を複数有し、かつ（1）⑩に対応できること。
 - ③ 構成している事業者全てが（1）①～⑨に該当すること。

5 応募手続き質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

受託業務に関する質問については、原則として「質問書」（第1号様式）を提出するものとする。

受付期間：令和7年12月12日（金）午後5時まで（必着）

受付方法：電子メールにより送付すること。提出先に電話により着信の確認を行うこと。

回答日：随時（最終回答予定日：令和7年12月16日（火））

回答方法：県のホームページで公表する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ電子メールで行う場合がある。

(2) 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する者は、次により参加申込書を提出するものとする。

提出期限：令和7年12月19日（金）午後5時まで（必着）

提出方法：電子メールにより送付すること。提出先に電話により着信の確認を行うこと。

※ 参加申込書を提出した者には、参加資格の適否の結果を通知する。

提出書類：公募型プロポーザル参加申込書（第2号様式）

提出部数：1部

留意事項：① 複合体事業者で参加する場合は、代表事業者が提出すること。その際、すべての事業者が分かる資料を添付すること。（様式

任意)

- ② 参加申込書の再提出は、提出期限内に限り認める。

(3) 応募書類の提出について

参加申込書提出者は、次により応募書類を提出するものとする。

提出期限：令和8年1月9日（金）午後5時まで（必着）

提出方法：郵送又は持参

提出書類：① 企画提案書（第3号様式）（6 企画提案書作成要領に基づき作成すること）

- ② 業務詳細提案書（様式任意）

A4版とし、カラー・モノクロ・片面・両面を問わない。

- ③ 同意書（第4号様式）

- ④ 事業者の概要（第5号様式 会社パンフレット可）

- ⑤ 受注実績（第6号様式）

（実績を示す資料（報告書の概要等、コピー可）を参考資料として添付すること）

- ⑥ 役員一覧

- ⑦ 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

- ⑧ 定款の写し

- ⑨ 直近2事業年度の決算書類（貸借対照表及び損益計算書等財産的基礎を確認できる資料）

- ⑩ 県税等の滞納がないことの証明書

（本県の県税が課税されていない者で県外に主たる事務所を有する者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県税について、未納がない事の証明書）

- ⑪ コンプライアンス体制が確認できる資料

- ⑫ 複合体事業者にあっては、代表事業者を示す書類（アクリアーラーである代表事業者が指定納付受託者となること）

- ⑬ 仕様書6（1）（2）について

①を予定している場合：①の仕様を証する書類

②を予定している場合：仕様を満たしていることを証する書類と見積書

- ⑭ 再委託予定先と再委託予定内容（予定している場合のみ）

- ⑮ サポート体制が確認できる資料（対応マニュアルを含む）

- ⑯ その他（加盟店規約等、契約に当たり必要となる資料等）

なお、上記⑦及び⑩については、企画提案提出日の3ヶ月以内に交付されたものとします。

提出部数：③は1部、それ以外は7部（1部は提案者名入り、6部は提案者名なし、⑦については1部は原本、6部はコピー可）

複合体事業者の場合は、③、⑫は1部、それ以外は構成員ごとに7部（1部は提案者名入り、6部は提案者名なし、⑦については1部は原本、6部はコピー可）

留意事項：① 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。

② 提案された企画提案書について、県から質問することがある。

③ 提出された企画提案書は、選定作業のため必要最低限の範囲で複写することがある。

④ 提出された企画提案書は返却しない。

- ⑤ 次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。
 - ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
 - イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ⑥ 企画提案書等の提出期限後の内容変更、差し替え又は再提出は認めない。

6 企画提案書作成要領

(1) 企画提案書は下記の内容を含めること。

- ① キャッシュレス決済手段ごとの取扱ブランドの種類
 - ・ 仕様書3の条件を満たすこと。
 - ・ その他、利用者(インバウンドを含む)の利便性が向上するブランドを提案すること。
- ② 決済端末の規格、性能等
 - ・ 仕様書の条件を満たすこと。
 - ・ その他、以下について提案すること。
決済端末の取扱方法(決済の取消操作方法、集計業務等の取扱方法を含む。)
- ③ 決済端末等の保守費用
- ④ 取扱手数料率等(消費税の課税・非課税の別、県への振込手数料の金額等についても記載のこと)
- ⑤ ③～④以外にかかる経費負担(付属品や消耗品費用等)
 - ・ 県の負担分と指定納付受託者負担分を分けて記載すること。
- ⑥ 納付業務開始時期、支払いサイクル及び方法等
- ⑦ 決済端末等の設置スケジュール
- ⑧ サポート体制
 - ・ 以下について提案すること。
 - a システム導入時のサポート体制(決済端末等の操作研修等)
 - b 障害発生時の対応とその連絡方法
- ⑨ 紛失・盗難カードの不正使用に対する防止対策及び補償制度
- ⑩ 個人情報の保護に関する対策
- ⑪ 上記のほか、今後、導入を検討している他の施設への展開やインバウンドや県民の利便性向上等に繋がる内容等

(2) 作成上の注意点

- ① 原則A4版で作成すること。
- ② 文字の大きさは原則として10.5～12ポイントとする。

7 選定方法

- (1) 参加申込者について「4 プロポーザルへの参加資格要件」に規定する参加資格要件の確認を行い、確認の結果、参加資格要件を満たさなかった参加申込者に対しては、理由を付して書面により通知する。この場合、提出された企画提案書の審査は行わない。
- (2) 提出された企画提案書は「福島県教育委員会社会教育施設におけるキャッシュレス決済を活用した指定納付受託業務公募型プロポーザル審査委員会」において、別記「審査基準」に基づき採点方式により審査を行う。なお、企画提案書が仕様書の条件を満たしていない場合は、審査委員会による審査を行わず、選定しないこととする。

- (3) 審査に当たり、ヒアリングを実施する場合がある。
- (4) 審査の結果、同点となった事業者が複数あった場合は、審査委員会で協議を行う。
- (5) 評価点が最高得点の6割以上であることを選定の条件とし、審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断した場合は選定しない場合がある。
- (6) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、福島県情報公開条例等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き開示することとなる。

8 選定結果の公表

選定結果は、令和8年1月下旬に全ての応募者に文書で通知するとともに、県のホームページで公表する。

9 契約相手方の決定方法

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、県は、審査委員が選定した指定納付受託者候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、指定納付受託候補者から見積書を徴取後、予定価格の範囲内であることを確認の上、見積書の内容を精査し、契約を締結する。

なお、指定納付受託候補者と協議が整わなかった場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

福島県教育庁社会教育課

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎4階

電話 024-521-7788

E-mail : k.syakaikyouiku@pref.fukushima.lg.jp